2　1の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)　措置のうち、第八・七条又は第八・八条の規定に適合しない点であって第八・十二条1(a)から(c)までに規定するもの及び第八・十五条又は第八・十六条の規定に適合しない点であって第八・十八条1(a)から(c)までに規定するもの
(b)　第八・十二条2に規定する措置及び第八・十八条2に規定する措置

第八・三十四条　行政上の決定に関する審査手続

1　各締約国は、次の事項に影響を及ぼす行政上の決定について、他方の締約国の企業家又はサービス提供者であって当該影響を受けたものの要請に応じ、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であって、速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持する。
(a)　第八・二条(d)に定義する国境を越えるサービスの貿易
(b)　第八・二条(i)に定義する設立又は同条(p)に定義する運営
(c)　第八・二十四条の規定に従って行われるサービスの提供であって、一方の締約国の自然人の存在を通じて他方の締約国の領域において行われるもの

2　各締約国は、1に規定する手続が1に規定する行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

第八・三十五条　相互承認

1　この節のいかなる規定も、締約国が、自然人に対し、関係する活動の分野に係る必要な資格又は職業上の経験であって、サービスが提供される領域において特定されるものを有していなければならないことを要求することを妨げるものではない。

2　各締約国は、特に自由職業サービスの分野において、企業家及びサービス提供者に対し許可、免許、運営及び資格証明を与えるために自国が適用する基準が全部又は一部について企業家及びサービス提供者によって満たされることを認める目的をもって、自国の領域内の関係する専門機関に対し、相互承認に関する共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励する。

3　専門委員会は、2に規定する共同勧告を受領した場合には、合理的な期間内に、この協定との適合性を確保するため当該勧告を検討し、及び当該勧告に含まれる情報に基づき、特に、次の事項について評価を行う。
(a)　2に規定する許可、免許、運営及び資格証明を与えるために各締約国が適用する基準の統合の程度
(b)　2に規定する許可、免許、運営及び資格証明のための相互承認協定の潜在的な経済的価値

4　専門委員会は、3に定める要件が満たされる場合には、交渉を行うために必要な手続を定める。両締約国は、その後、それぞれの権限のある当局を通じて、2に規定する許可、免許、運営及び資格証明のための相互承認協定の交渉を開始する。

5　両締約国が締結する相互承認協定は、世界貿易機関設立協定の関連規定及び特にサービス貿易一般協定第七条の規定に従う。

第三款　郵便サービス及びクーリエ・サービス

第八・三十六条　適用範囲及び定義

1　この款は、郵便サービス及びクーリエ・サービスの提供に関する規制の枠組みの原則について定める。また、この款の規定は、郵便サービス及びクーリエ・サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この款の規定の適用上、
(a)　「免許」とは、締約国の独立の規制当局が、自国の法令に従い、郵便サービス及びクーリエ・サービスの個々の提供者に対して要求する承認であって、当該提供者がこれらのサービスを提供するためのものをいう。
(b)　「ユニバーサル・サービス」とは、恒久的に提供される一定の質の郵便サービスであって、締約国の領域の全ての地点において、全ての利用者に対し、負担しやすい価格で提供されるものをいう。

第八・三十七条　ユニバーサル・サービス

1　各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務が、その対象となる全ての提供者について、透明性があり、差別的でなく、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2　各締約国は、自国の利用者のニーズ及び国内事情（市場の力を含む。）を十分に考慮して、自国の郵便に関する法令の範囲内で、又は他の通常の手段により、ユニバーサル・サービスに関する義務の範囲を定める。

3　各締約国は、自国の領域内の郵便サービス及びクーリエ・サービスの提供者であって、自国の法令に基づくユニバーサル・サービスに関する義務の対象となるものが、次の活動を行わないことを確保する。
(a)　それぞれ、英国の競争法令に違反して市場における支配的地位の濫用となる方法又は日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反して私的独占となる方法で、ユニバーサル・サービスの提供から生ずる収入を用いて、国際郵便急送サービス（ＥＭＳ）(注1)又は何らかの非ユニバーサル・サービスの提供に内部相互補助を行うことにより、他の企業の事業活動を排除すること。(注2)

注1　この(a)の規定の適用上、「国際郵便急送サービス（ＥＭＳ）」とは、二千十六年十月六日にイスタンブールで作成された万国郵便条約第一条1,3に規定するサービスをいう。

注2　競争当局による各締約国の競争法令の執行及び関連する決定については、第十一章の規定の対象とする。

(b)　ユニバーサル・サービスに関する義務の対象となるサービスの提供について、料金並びに郵便物の引受け、配達、転送及び返送並びに送達に必要な日数に係る規定に関し、同様の条件の下にある大量の郵便物の差出人、混載業者その他の顧客の間で不当に差別すること。

第八・三十八条　国境手続

1　国際郵便サービス及び国際クーリエ・サービス（注）に係る国境手続は、関連する国際協定及び各締約国の法令に従って実施される。

注　この条の規定の適用上、
(a)　「国際郵便サービス」とは、万国郵便条約第一条1,12に規定する指定された事業体が万国郵便連合の文書に従って提供するサービスをいう。
(b)　「国際クーリエ・サービス」とは、外国を仕向地とする書類、印刷物、小包及び物品を収集し、仕分けし、運送し、及び配達することから成るサービスであって、万国郵便連合の文書により規律されないものをいう。

2　各締約国は、国境手続に関し、国際クーリエ・サービスに対して、国際郵便サービスに与える待遇よりも不利な待遇を不当に与えてはならない。ただし、この2の規定は、1の規定を害さないものとする。

第八・三十九条　免許

1　各締約国は、この款の規定の対象となるサービスを提供するための免許を要求することができる。

2　締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。
(a)　全ての免許基準及び免許の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間
(b)　免許の条件

3　権限のある当局は、免許の申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、その拒否の理由を当該申請者に通知する。各締約国は、独立の機関を通じた不服申立ての手続であって、免許の申請を拒否された申請者が利用可能なものを定める。当該手続については、透明性があり、差別的でなく、及び客観的な基準に基づくものとする。